

県北広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月22日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1（1） 路線名 281号
 - （2） 供用開始の区間 久慈市大川目町第3地割16番5地先から大沢第8地割70番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
-
- 2（1） 路線名 395号
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 九戸郡洋野町大野第57地割18番42地先から18番81地先まで
 - イ 久慈市夏井町鳥谷第6地割60番3地先から第4地割16番8地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで